

## 児童相談所の開設時期について

(付議の要旨) 区は11月13日福祉保健常任委員会において報告したとおり、この間の児童相談所開設に向けた準備を進めた結果、政令指定を受けるための要件(開設可否の判断項目)を満たすことができる状況となった。

その後の政令指定要請に向けて、開設時期を定めたので報告する。

### 1 主旨

本年11月13日の福祉保健常任委員会において報告したとおり、この間の児童相談所開設に向けた準備を進めた結果、政令指定を受けるための要件(開設可否の判断項目)を満たすことができると見込まれる状況となった。

これを踏まえ、区の児童相談所の開設時期を定めるとともに、児童相談所を設置する市(特別区)としての政令指定の要請の時期等を定めたので報告する。

### 2 現在の状況(都との調整状況)

- ・11月の福祉保健常任委員会報告以降、都と区は、引き継ぎの対象とするケースの範囲や、ケース移管の方法(記録の受け渡しの方法など)の確認を行うとともに、これに引続き、都世田谷児童相談所と区による直接協議を開始した。
- ・現在、状況別のケースの件数(継続指導ケース、施設等入所ケース、家庭裁判所係属ケースなどの件数)の確認などの作業を進めており、今後はこれらの情報を基に、具体の手順等の協議を行う。

### 3 開設時期及び政令指定の要請の提出に向けた調整

#### (1) 開設時期

平成32年(2020年)4月1日に児童相談所を開設することとし、国に対し平成31年(2019年)3月に児童相談所を設置する市(特別区)としての政令指定の要請を行う。

#### (2) 政令指定の要請の提出に向けた調整

別紙のスケジュールのとおり、都との調整を進める。

### 4 国への事前協議

平成31年(2019年)1月より、政令指定に向けた国との事前協議に臨むものとする。

#### <主な協議内容>

- ① 事務遂行体制の確保の見込み(児童相談所職員の確保・所内組織体制の整備、設置市

事務、児童福祉施設等の確保・広域調整)

- ② 都との連携体制の確保の見込み (児童相談センターの治療指導事業の利用、児童相談所立上げ当初の人的支援、効率的かつ適切な相談ケースの引継ぎ)
- ③ 都との協議状況について

5 今後のスケジュール

平成30年(2018年)	12月	福祉保健常任委員会(児童相談所開設時期の報告)
平成31年(2019年)	1月～	国との事前協議開始
	2月	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の第三次更新の報告)
	3月	国への児童相談所設置市(区)の政令指定の要請
	4月～	総合福祉センター後利用施設改修工事
	7月～	福祉保健常任委員会(児童相談所設置・運営計画の最終更新の報告) 児童相談所設置条例制定
平成32年(2020年)	4月	児童相談所開設

<参考> 11月13日福祉保健常任委員会での報告内容(政令指定要請に向けた見通し)

政令指定の要件 (開設可否の判断項目)	要件の具体的内容	要件達成の見通し ※	備考
1 事務遂行体制の確保の見込み	(1) 児童相談所職員の確保、所内組織体制の整備	○	① 業務の中心となる経験職員、業務に精通したベテラン職員と、開設・運営にあたっての必要数を確保 ② 指揮命令体制等を整備 ③ 職員の指導・育成体制を整備 ④ 開設準備にかかる職員体制を整備
	(2) 設置市事務	○	都からの引継ぎの事前準備は完了、引継ぎの開始時期を調整中
	(3) 児童福祉施設等の確保、広域調整	○	平成31年2月に都区間の調整・協議の結果を取りまとめ予定
2 都との連携体制の確保の見込み	(4) 児童相談センターの治療指導事業の利用	○	家族合同のペアレントトレーニング、宿泊での専門治療指導等について、区も利用する方向で都と調整中
	(5) 児童相談所立上げ当初の人的な支援	○	都職員の区児童相談所への派遣を調整中 (派遣人数や、派遣者の確定は、平成31年度(2019年度)末の見込み)
	(6) 効率的かつ適切な相談ケースの引継ぎ	○	ケース引継ぎに向け、近日中に世田谷児童相談所との直接の協議を開始予定
3 都との協議状況について	(7) 都との十分な協議の実施	○	平成31年3月の政令指定要請の提出を踏まえ、引き続き都と区は協力・連携を図りながら、区の計画案の確認作業や広域調整等の詳細の協議を進めることを確認